

平成30年4月1日から始まります！

# 違反対象物に係る公表制度



住民の皆さんが安心して建物を利用するために  
重大な消防法令違反のある建物に関する情報を  
松本広域消防局のホームページで公表する制度



## ● 公表の対象となる建物

### 特定防火対象物

(不特定多数の者が出入する建物)

- ・飲食店
- ・物品販売店舗
- ・旅館、ホテル
- ・病院、社会福祉施設
- ・複合用途ビル など

## ● 公表の対象となる違反

消防法の規定に基づき必要  
となる次の設備が設置されてい  
ないもの

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備

## ● 公表の内容・方法

公表の対象となる違反が是  
正されるまで、違反対象物の  
名称、所在地及び違反内容を  
松本広域消防局のホームペー  
ジに掲載

- 名称 ○○ビル
- 所在地 ○市○町○丁目○番○号
- 違反内容 自動火災報知設備未設置

# ● 公表までの流れ

## ① 立入検査の実施



## ② 立入検査結果通知書の交付

### 立入検査結果通知書

・屋内消火栓設備未設置  
.....  
.....  
※上記防火対象物に係る違反については、条例に基づき公表することがあります。

## ③ 公表の通知

### 公表通知書

次の防火対象物については、火災予防条例に基づき公表します。  
.....  
.....  
公表予定日  
〇年〇月〇日

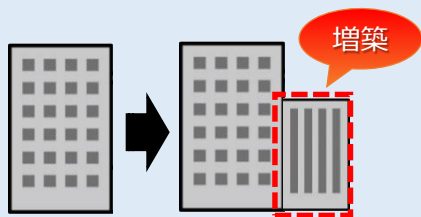
## ④ 公表



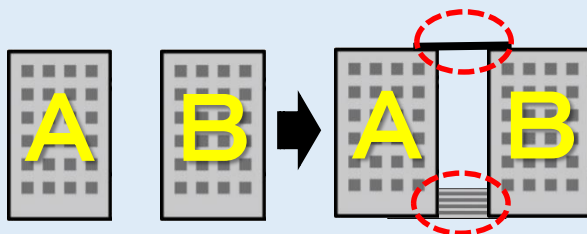
## 建物関係者の方へ

あなたが所有又は管理する建物が次の事項に該当する場合には、**事前に**最寄りの消防署にご相談ください。

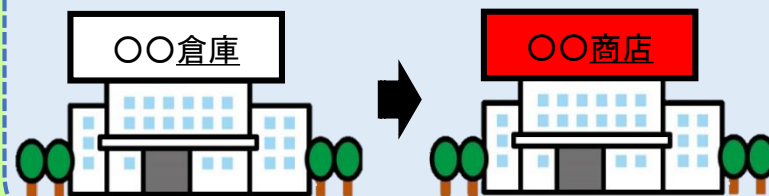
### 1 増改築を行う場合



### 2 隣接建物との接続を行う場合 (屋根や廊下で接続)



### 3 飲食店、物品販売店舗、福祉施設等が 新たに入居する場合



## 【問い合わせ先】

〒390-0841 長野県松本市渚1丁目7番12号 松本広域消防局予防課

電話：0263-25-1599 ファックス：0263-25-3987 メール：shobo\_yobo@m-kouiki.or.jp